

## ＜日本イギリス哲学会 第111回部会関東例会 報告要旨＞

### 第一報告：受動的服従について

#### ——ヒュームとバークリーにおける受動的服従論の考察——

太田和 亜希子

本報告では、ジョージ・バークリーがトリニティーカレッジで行った説教である「受動的服従」と、1748年に出版されたデイヴィッド・ヒュームによる著作『3つのエッセイ・道徳と政治論』から「受動的服従について」を取り上げ、両者の理論を比較、考察する。バークリーによる受動的服従の原理は、最高権力や政府への絶対服従を「聖書にもとづく権威ではなく、理性の諸原理のもとに確立する」と宣言するところから始まる。他方、ヒュームは受動的服従の原理を批判し、被治者の安全が脅かされるような緊急時には、「国民の安全こそが最高の法である」というキケローによる一節を援用し、抵抗権を擁護した。

本報告では、以下の3点を考察する予定である。第1に、バークリーとヒュームによる受動的服従に関する著作の成立事情を確認し、両者がこの原理をどのように捉えていたのかを概観する。第2に、政府あるいは最高権力への服従根拠を考察する。一方のバークリーは「汝は最高権力に対して抵抗するべきではない」という規範を第1の自然法とし、これを遵守することが道徳的義務であると主張したが、他方のヒュームは統治者への服従義務の根拠を社会的利害に求めた。第3に受動的服従の原理への抵抗権について、バークリーとヒュームがどのように述べていたのかを考察する。バークリーが自己保存の法則よりも、権力への忠誠の義務を優先したのに対して、ヒュームは公共の利益や社会的利害が、時には自己保存の法則よりも優先されると主張した。

本報告の最終的な目的は、受動的服従という原理に対して全く異なる立場を取るバークリーとヒュームを比較することで、ヒュームの政治的義務論が、ホイッグ党の主張する原始契約論のみを批判したのではなく、トーリー党の主張する受動的服従の原理をも批判する側面を持っていたということを示すことである。

(学習院大学・院)

## 第二報告： ホッブズの慈善論における利己主義

上田 悠久

トマス・ホッブズは通常、利己主義者とされる。しかし Gert らは、ホッブズが慈善(charity)や慈愛(benevolence)を他者の善を求める情念として定義し、憐れみ(pity)ないし共感(compassion)を他人の災厄に対する対他的情念として位置づけるなどしており、自己利益をあらゆる行動の動機と考える「心理的利己主義」には該当しないと主張している。

本報告ではこの利他的にすらみえるホッブズの慈善論も、あくまで利己主義に基づいていると考える。まず、あらゆる意志的行為は自己利益を目指すので無償贈与も自己利益を目指すとする、第四自然法〈報恩〉(gratitude)の説明を吟味し、利他的にみえる情念の利己性を指摘する。そして、あらゆる情念が自己の欲求充足に対応していると指摘することで、ホッブズが独我論ではあっても利己主義ではないとの主張にも反論する。なお論者たちはホッブズが後年出した『人間論』の慈善論等をしばしば引用するが、本報告では『リヴァイアサン』を対象を絞り著作内での一貫性を示す。

利己主義に基づく慈善は、ホッブズの福祉国家思想と言われることもある『リヴァイアサン』第30章の「公的慈善」(public charity)論の根幹となる。ここでホッブズは、労働で自活できない者は私人の慈善に委ねるべきでは無く、法によって養われる必要があると説く。私人の慈善を排するのは私人の恣意性や利己性に起因するとの解釈もあるが、本報告では個人の利益(善)とコモンウェルスの利益を区別するホッブズにとって、公的慈善が後者をめざす「コモンウェルスにとっての自己利益」増進事業であることを示す。

ホッブズは以上の議論によって、キリスト教道德に基づく慈善や救貧が導く社会像とは異なり、各人が自己のみを顧慮し自己利益の増進だけを目指しつつも各人とコモンウェルスの利益が最大化可能な社会の姿を描いたのである。

(茨城大学)